令和3年度 八千代市青少年問題協議会 会議録

【日 時】 令和3年10月11日(月) 10時00分~12時00分

【場 所】 八千代市教育委員会 1階 第1・2会議室

【出席者】 八千代市青少年問題協議会委員

(出席委員) 会長 服部友則 他 委員16名 (敬称略)

鈴木愛彦(八千代警察署長代理),小林伸夫,岡 俊博,片波見昌浩,八巻憲一,阿部 学,杉山智基,有馬 淳,会田 寛,麻生秀樹,若松竜二,横地清美, 片寄 朗,五十嵐恵理子,佐藤知行,高橋 寛

(講 演 会) 講師 千葉県消費者センター

消費生活相談員 佐藤 静江

(事務局) 加藤教育次長, 齋田課長, 青少年班員2名

【公開又は非公開の別】

公開

【傍聴人定員及び傍聴人数】

定員4名,当日傍聴人0名

【議事等】

- 1. 令和3年度版 青少年対策の概要について
- 2. 若者の契約トラブルについて
- 3. 意見交換

【配布資料】

- 1. 席次表
- 2. 八千代市青少年問題協議会 委員名簿
- 3. 八千代市青少年問題協議会 会議次第
- 4. 令和3年度版 青少年対策の概要
- 5. 青少年問題協議会における「青少年対策の概要」の事前の質問回答について
- 6. 「若者の契約トラブル」千葉県消費者センター講義資料

〈 議事録 〉

1. 開会

事務局 (齋田生涯学習振興課長)

定刻となりましたので、ただいまより、「令和3年度 八千代市青少年問題協議会」を開 会いたします。本日はお忙しいところ、ご出席くださいましてありがとうございます。 生涯学習振興課長の齋田でございます。よろしくお願いいたします。本日, 進行を務めさせ ていただきます。これからは恐れ入りますが着座にて説明させていただきます。よろしくお 願いいたします。また、新型コロナウィルス感染症の拡大防止のため、委員の皆様にはご不 自由をおかけしますがマスクの着用及び、換気のため窓を開けての開催となります。ご発言 につきましては, 手を挙げて, 手元のボタンを押して名前を言っていただいてからお話くだ さい。それでは、本日の配布資料の確認をさせていただきます。議事に係る配布資料の確認 をさせていただきます。まず、本日机上配布させていただきました「会議次第」、「委員名簿」、 「席次表」、「緑色のチーバくんのファイル」は千葉県消費者センターからの案内です。「子 ども会様からの募集案内」もございます。次に、本日一部机上配布と重なりますが事前に郵 送させていただきました⑤「令和3年度版 青少年対策の概要」,「会議次第」,「青少年対策 の概要に対する事前質問の回答」です。以上でございます。資料が不足されている方はいら っしゃいますか。それでは進めさせていただきます。それでは、八千代市青少年問題協議会 条例第3条第2項の規定により,本協議会の会長となります,八千代市長 服部友則より, あいさつを申し上げます。

2. 会長あいさつ

会長・服部友則

皆さんおはようございます。本日お忙しい中、青少年問題協議会にご参集をいただきまして誠にありがとうございます。また日頃より青少年健全育成のためにご尽力いただいておりますこと、この席をお借りして重ねて御礼を申し上げます。1年遅れとなりましたけども、東京オリンピックパラリンピックが開催されて無観客という、ちょっと残念な状況でありましたけども、市内の子供たちには大きな影響を与えたのではないかと思います。しかしながら、新型コロナ禍の影響がありまして、子供たちの環境にも大きな変化が出ております。また、今日は議題の中にも触れさせていただいておるんですが、来年に、2022年の4月から民法改正で成年年齢が18歳に引き下げられるということがあります。「18歳」に規定されて理由は色々と巷で言われておりますけれども、世界的に見ると18歳成年制っていうのを取っている国と地域がほとんどだということを考えると私は妥当なことかなと。ただし、移行に伴って様々な対応が迫られているので、そこのところをきちっとやらなければいけないというふうに思います。またそれに合わせて、本日は、成年年齢が引き下がることでのその若者の契約トラブルというものが心配されてるということで、今日は千葉県消費者セ

ンター消費生活相談員佐藤様にご講演をいただくことになっております。今後,この青少年 問題協議会の委員の皆さんが中心ですけども,皆さんを中心に市内における青少年の問題 について,今後成年年齢が引き下がることによるトラブルをなるべく避けるような,そんな 会議になればというふうに思っております。結びになりますけれども委員の皆様のご健勝 を心から祈念をして開会のご挨拶に代えさせていただきます。それではよろしくお願いい たします。

3. 新任委員紹介

事務局(齋田生涯学習振興課長)

ありがとうございました。それでは議事に入ります前に、今年度から新しく委員として委嘱された方のご紹介をさせていただきます。ご着席のままで結構でございます。なお、委嘱状につきましては、開催通知送付時に同封させていただいております。お手元の委員名簿順にご紹介いたします。それでは、八千代警察署長 濱田憲明委員 本日は代理として生活安全課の鈴木愛彦課長が出席されております。

八千代警察署 生活安全課 鈴木愛彦課長

よろしくお願いします。

事務局(齋田生涯学習振興課長)

続きまして,「学識経験者」といたしまして, 八千代市校長会 大和田西小学校長 岡 俊 博委員。

校長会 岡 俊博委員

よろしくお願いいたします。

事務局(齋田生涯学習振興課長)

八千代市学校警察連絡委員会 八千代台西中学校長 片波見昌浩 委員。

学校警察連絡協議会 片波見昌浩委員

よろしくお願い致します。

事務局(齋田生涯学習振興課長)

続きまして「青少年関係団体の代表者」といたしまして,八千代市地区青少年健全育成連絡協議会を代表して 萱田・ゆりのき台地区会長 麻生秀樹委員。

地区青少年健全育成連絡協議会 麻生秀樹委員

はい, よろしくお願いします。

事務局(齋田生涯学習振興課長)

続きまして「市民委員」といたしまして、公募市民委員 高橋 寛委員。

市民委員 高橋 寛委員

高橋です。よろしくお願いします。

事務局(齋田生涯学習振興課長)

続きまして,事務局の職員紹介をさせていただきます。教育委員会社会教育担当加藤博士 教育次長

事務局(加藤教育次長)

いつもありがとうございます。よろしくお願いします。

事務局(齋田生涯学習振興課長)

改めまして、私、生涯学習振興課長 齋田 でございます。次に課員ですが、青少年班 榎本主査、吉野主事でございます。よろしくお願いいたします。それではこれより議事に入ります。本日の議事進行につきましては、八千代市青少年問題協議会条例第3条第6項の規定により、会長が議長をつとめることとなっております。それでは服部市長よろしくお願い致します。

会長・服部友則

それでは、規定によりまして、本協議会の議長を務めさせていただきます。恐縮でございますが着座にて進行させていただきます。それでは議題に入って参ります。 議事 1 「令和 3 年度版 青少年対策の概要について」、議題 2 「若者の契約トラブルについて」、2 案件についてでございます。それでは次第に沿って進めさせていただきますので皆様の協力をいただきながら議事に移って参ります。それでは議題 1 「令和 3 年度版 八千代市青少年対策の概要について」、事務局より説明をお願いします。

事務局(齋田生涯学習振興課長)

それでは、生涯学習振興課 青少年班の事業を中心に、令和3年度版「青少年対策の概要」の説明をさせていただきます。本概要は、関係各部署の令和2年度の実績や報告をもとに、所管担当課ごとでまとめたものでございます。1ページをご覧ください。「市勢概要」では、5の表において青少年人口の推移などについて3月末の数値を記載しております。令和3年3月末の青少年人口割合は、40.0%となっております。3ページをご覧ください。「II 青少年対策の概要」「1.総合計画における青少年対策」ですが、青少年を対象とする事業につきましては、「八千代市第4次総合計画後期基本計画」に沿って実施をしております。「(1)目的」の3行目になりますが、八千代市の将来都市像「快適な生活環境とやすらぎに満ちた都市 八千代」を実現するための柱のひとつとして「教育文化都市」をめざし、その中で青少年の健全育成も求められております。なお、令和3年度より「八千代市第5次総合計画

八千代市第5次基本構想 前期基本計画」に沿って実施をしております。令和3年3月に令 和 10 年度を目標年次とした新たなまちづくりの指針となる「八千代市第 5 次総合計画」を 策定しました。 本計画では,目指すまちの姿を示した将来都市像「人がつながり 未来につ なぐ 緑豊かな 笑顔あふれるまち やちよ」を実現するための柱のひとつとして「豊かな 心と文化を育むまちづくり」をめざし、「教育」を通じ、青少年の健全育成も求められてお ります。 次に、「(2) 方針」の4行目になりますが、青少年の健全育成を進める上で重要な こととして、「青少年健全育成支援体制の整備」「青少年の自立支援体制の推進」「青少年健 全育成事業の推進」を三つの柱としております。次の4ページに、これらを体系図にしたも のを掲載しております。また、最後の47ページに、事業名と担当課名を記載しました詳細 な体系図を掲載しておりますので、こちらもご参照ください。7ページにお戻りください。 ここからは、体系図順に生涯学習振興課 青少年班の事業内容や主な実績につきまして、説 明させていただきます。Ⅲ 青少年対策事業の概要「1.青少年健全育成支援体制の整備」 「(1) 組織体制の充実」「② ボランティア組織等の充実」の「ア 青少年相談員活動の推 進」としては、市内各小学校区より第20期青少年相談員110名が県知事と市長から委嘱さ れております。令和2年度の主な事業は記載のとおりでございます。8ページをご覧くださ い。「イ 青少年指導員活動の推進」としては、コロナ禍のため令和2年度は、延べ169名 の青少年指導員が、主に屋外のスポーツ指導の活動をいたしました。9 ページをご覧くださ い。「(2) 地域力の強化」10 ページの上段になりますが、「② 青少年育成団体活動事業の 支援」の「ア 社会教育関係団体活動の支援」としては、主に子ども会、ボーイスカウト、 ガールスカウト等の活動に対して支援をしております。「イ地区青少年健全育成連絡協議会 事業の支援」としては、市内 10 地区に設置されております、地域住民主体の青少年健全育 成を推進するための地区組織の活動に対して支援をしております。「ウ少年少女交歓会の支 援」ですが、本事業は、毎年4月末に村上緑地公園で開催されます。令和2年度は4月26 日(日)に開催予定でしたが、新型コロナウィルス感染症の拡大防止のため中止となりまし た。(今年度は11月初旬に縮小し開催が予定されております。)「エ ブロンズ像友好 釧路 市・八千代市少年少女スポーツ交歓大会の支援」ですが、本事業は隔年開催で行っておりま す。令和2年度は、釧路市を会場に、少年野球・少年サッカー・ミニバスケットボールの交 歓試合を行う予定でございましたが、新型コロナウィルス感染症拡大防止のため令和3年 度へ延期としました。令和 3 年度につきましても新型コロナウィルス感染症拡大防止の為 に中止となっております。12ページをご覧ください。「(3) 青少年育成施設の充実」となっ ておりますが、正誤表記載のとおり、正しくは(3)青少年活動の場の提供でございます。 大変失礼いたしました。「①青少年育成施設」の「ア「ガキ大将の森」キャンプ場」につき ましては、令和2年度から現在まで、日帰りのみで定員を減らして運営しております。17ペ ージをご覧ください。2番目の柱であります「2 青少年の自立支援体制の推進」ですが, (1) 地域社会活動への参加の促進」の主なものは、「① 成人教育の推進」として、成人式 を開催しております。成人式は市民会館で「成人の日」祝日の前日に, 式典及び青年たちで 結成するプロジェクトチームで企画・運営する記念行事を実施しております。令和 2 年度 は、新型コロナウィルス感染症拡大防止のため開催方法を変更し、令和3年1月10日(日) から3月1日(月)に式典動画撮影配信,1月29日に全新成人に記念品等を郵送しました。

26 ページをご覧ください。3 番目の柱であります「3 青少年健全育成事業の推進」ですが、「(1) 社会環境の健全化の推進」の主なものは、「②有害環境の浄化活動の推進」(1) 地域ぐるみボランティア運営会議活動の推進」といたしまして、例年ですと「青少年非行・被害防止全国強調月間」の7月初旬に駅前街頭にて、学校帰りの学生を対象に薬物乱用防止のティッシュとチラシの配布を行う啓発活動をしております。また、10月の「安全で安心なまちづくり旬間」には、市内各地域で防犯パトロールの一斉活動を、八千代市地区青少年健全育成協議会および教育関係部署と連携を図りながら実施しております。令和2年度は新型コロナウィルス感染症の拡大防止のため、市内一斉での活動は行わずに、各地区青少年健全育成協議会に地域の実情に応じた取組を展開していただきました。32ページをご覧ください。「(2) 青少年による自主活動の推進」の中で、「①「八千代市子ども憲章」の推進」をしております。「子ども憲章」は子どもにとっては目標であり、大人にとっては子どもを支援し健全育成を推進していく上での指針となるものです。イベント会場に「子ども憲章」を掲示するほか、小学1年生と4年生には憲章の「しおり型カード」を配布いたしました。「青少年対策の概要」についての説明は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

会長・服部友則

ただいま,事務局より「令和 3 年度版 青少年対策の概要について」の説明がありました。 委員の皆様から事前にいただいている質問につきまして,事務局お願いします。

事務局(齋田生涯学習振興課長)

「青少年問題協議会における事前質問の回答について」は、委員の皆様へ令和3年8月20日付郵送で文書にて回答させていただきました。以上となります。

会長・服部友則

それでは、「青少年対策の概要」に関する質問につきましては事前に全ていただいているとのことですので、次の議事に移らせていただいてもよろしいでしょうか。ありがとうございました。それでは「議題 2」に移りたいと思います。それでは次の議事に移らせていただきます。議題 2「若者の契約トラブルについて」の議題の提案理由を事務局より説明願います。

事務局(齋田生涯学習振興課長)

それでは、ご説明いたします。国は、令和4年4月からの成年年齢引下げを見据え、若年者の消費者被害防止・救済等のため、実践的な消費者教育を推進することとし、法務省・消費者庁・金融庁・文部科学省の4省庁が連携して平成30年度から令和2年度の3年間を集中強化期間とする「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム(平成30年2月20日決定)」を推進してまいりました。令和3年度(今年度)は、成年年齢引下げ前の最終年度に当たることから、成年年齢引下げを見据え、実践的な消費者教育を徹底するため、4省庁が連携してアクションプログラムに掲げられた取組を継続して実施するとともに、令和3年3月22日付「成年年齢引下げに伴う消費者教育全力キャンペーンの実施について」

が「若年者への消費者教育の推進に関する4省庁関係局長連絡会議」において決定されております。議題として提案させていただきましたのは、若年者の消費者被害の防止・救済等を知っていただき、注意喚起・情報発信の取組の働き掛けを行うと共に、本市の現状も踏まえ、青少年健全育成の適切な実施を期するため、委員の皆様と意見交換いたしたいと存じます。併せて、令和4年4月からの成年年齢引下げに伴う課題等についても、皆さまに意見交換していただけたらと思います。以上です。

会長・服部友則

以上が、生涯学習振興課からの提案理由でございましたけど、議題 2 「若者の契約トラブル について」、はじめに、「千葉県消費者センター 消費生活相談員 佐藤静江様」よりお話を いただいた後、委員の皆様よりご意見、ご質問を頂戴したいと思います。それでは佐藤様よ ろしくお願いいたします。

千葉県消費生活相談員 佐藤静江

佐藤でございます。よろしくお願いいたします。お手元のパワーポイント資料の「八千代 市青少年問題協議会用 若者は狙われている」を見て頂きながらで、まずこれはお決まりの ことで申し訳ないのですが消費生活センターとは、八千代市の方にも消費生活センターが ございますが,消費者センターとは地方公共団体が法律に基づいて設置するものです。消費 者基本法, 消費者安全法というのが根拠法になります。 都道府県は必ず設けなければいけな いと市町村においては努力義務ということにまだなっておりまして,ただ多くの市で消費 者庁の設立を契機としてたくさんの消費生活センターができました。八千代市はそれ以前 から消費者基本法、消費者保護基本法ができた頃からずっと歴史のあるセンターがあると 思います。以前は、すぐそこの大和田図書館の敷地の中にあったはずですが今は市役所の方 に移転されたとお聞きしています。 私たちが何をしているかと申しますと, 商品やサービス の契約や製品事故の相談を受けています。それから、窓口では私たち消費生活の資格を持っ た消費生活相談員が助言や、それから時には事業者との間に入って、消費者の希望が叶うよ うにできるだけ折り合いがつくような斡旋という活動を行います。 それから, それらを基に 様々な方々達に情報提供をさせていただいております。相談は無料です。もちろん個人情報 は私どもいただきますけれども外部に漏れることはありません。それから解決やお手伝い、 啓発活動ということになると思いますけれども、そういった色々な講座をさせていただい たりして,皆さんに知っておくべき消費者の知識というようなものをお伝えするようにし ております。これらの記録と相談を受けた記録というのは, PIO-NET(パイオネット) というデータベースになります。それらが国民生活センターの方で集約されまして、それを もとに各省庁や、それから警察の方も本日も委員の方でいらしていますけれども、警察が詐 欺的な事業者とかの逮捕等に繋げたりするような情報になってきます。ただし個人情報は それらには絶対載りません。そういった場合等や警察や各省庁から指導等の問い合わせが あった場合には相談を受けた消費者センターの方に紹介がありまして、相談された消費者 の方に「事情聴取をお願いしたいのだけれどもよろしいか」ということで、私どもが間を繋 ぎまして事情聴取をしていただいくというような流れになっております。PIO-NET

(全国消費生活情報ネットワークシステム)についても簡単に説明させていただきますが, ここに書いてある通りで、各消費生活センターをオンラインで結んでいるデータベースと いうことになります。簡単に消費生活相談状況について,令和3年版消費者白書をもとに, 若者のところでお伝えしたいと思います。ここでパワーポイントの「①全国の相談状況」の 円グラフで見ていただいて,20歳未満,20歳,30歳というふうに区分けしております。20 歳未満というのが 2.9%, それが 20 歳代になるといきなり 9.3%と約 3 倍になっていくっ ていうところを注目していただきたいです。その 20 歳未満のところで 0 歳から 20 歳とい うところであれば、10代後半というのが主になるかなと思いますと、ここから18歳という のが 20 歳代の成年年齢というところで、これからは 20 歳代のところに一緒に入ってくる っていうことになると更に増えるっていうことは十分に考えられることだと思います。こ の令和 3 年版消費者白書については、消費者庁がまとめて白書として国会の方に提案され 提出されていくということで、私達の受けている相談が国会の方にも繋がっていくという ことになります。全国の状況を見ましたので、「②千葉県内の相談状況1」ですが、すみま せんでしたお手元の資料では令和元年度ですが、画面のパワーポイントは令和 2 年度の数 値が県の方で出ましたのでパワーポイント図に付け足しさせていただいたのですが大勢に 影響はないかなと思いますが、20歳未満のところが、令和2年度は若干増えているかなと いうふうに思います。もちろん 20 歳代のところも若干増えている,やっぱり若者もコロナ 禍の中でインターネットとかを使う機会が増え、また買い物も自由に出かけられないとい うことで、若い世代がインターネットで買い物をするというようなトラブルになっている かなと思います。八千代市消費者センターさんの方で作製していただいた「2020 年の相談 から」ということで2番目の定期購入というところがございますよね、これがインターネッ ト通販で健康食品やここに書いてある通りで、化粧品なんかをお試し価格で 500 円なんか で買うのですけれどもそれが実はお試し 1 回で終わらなくて解約をしない限りずっと定期 的に続いていく, 2 回目以降がものすごく高額というようなことでトラブルがたくさんあり ます。このようなことに私達も対応が増えていて未成年者の契約っていうのは多いです。中 学生、中には小学生のお母さんやおばあちゃん等から相談を受けたりするケースもありま した。そのようなことで増えているのかなと思われます。未成年に関する内訳ですが、多少 データ数値は古くなるのですけど「②千葉県内の相談状況 2」の令和元年度の受付件数集計 結果で見ますと,未就学 1.8%,小学生 12.1%,中学生 19.1%,高校生 29.4%,大学・短期大 学・専門学校生等20.3%, 社会人・不明等17.3%ということですが、やはり高校生が圧倒的 に多いですよね,高校生はこれから成年年齢に 18 歳も含まれます,今まで未成年者契約の 取り消しという民法の法律が適用されていたものがここで「18歳の高校生」についてはそ れができないというような問題が生じてくるということになると思います。どんな相談が あるのかは, 先ほどもちょっと申しましたけれども, 参考に「③国民生活センターの報道発 表から(2019年8月8日:公表)」の表から挙げさせていただきます。2016年度と2017年度 の「第1位アダルト情報サイト」とか他にも色々あるのですけれども、やっぱり興味がある ことでということでアダルト情報サイトっていうのは以前からずっと上位にありますね。 それから 2018 年度になりますと「第1位オンラインゲーム」が上がり,これには先ほどの 未就学児とか小学生とかそういう子ども達も入ってきています。それから「第 3 位健康食

品」や「第4位デジタルコンテンツその他」はインターネット関係だなと思われるのです が、2018年度のところの「第3位健康食品」、「第5位化粧品」、「第6位紳士・婦人服」、「第 7位商品一般」というのはおそらく架空の請求のところで数値を取纏めていると思うのです けれども、そのほか「第8位靴・運動靴」、「第9位コンサート」とか、そういうものも大抵 がインターネットで生じたトラブルっていうふうに考えていただいていいかなと思ってお ります。 次に同じく「③国民生活センターの報道発表(2019年8月8日:公表)から【事例1】 父親からの相談でこんなものがあります。中学生の娘がスマートフォンで芸能情報を閲覧 中に「もっと見る」というボタンを押したらアダルトサイトに繋がって登録完了してしまっ た、アダルトサイトだなと分かるようなっていれば、場合により子供も興味があって見てし まう場合もあるでしょうけど,見ないケースっていうのがほとんどのはずですけれども,そ うじゃないと装っていたりして引っかかっちゃうというのがありますし,1回登録完了にな ってしまうとやっぱり大人でもそうなのですけど、「しまった、どうにかしなきゃ」という ふうに思って慌てるというのが実際のところだと思います。そうするとメールから連絡し て「解約ができるよ,こっちだよ」みたいな所をクリックして,この子の場合は電話をして しまったということですよね。いま、クレジットとか現金払いとか様々ありますけれども、 コンビニでプリペイド型の電子マネーで払わせるっていう手口がとても多いです。こうな ってしまいますと大変でコンビニさんの方が協力してくださって返金とかしてもらえれば いいのですけれども基本はできないっていうのがこの電子マネーの仕組みなので、使われ ないようにアカウント停止するとかそういう作業をしたりして結構大変です。もちろんそ の電話番号の個人情報を出してしまったということで悪用されないかお父さんがすごく心 配しているということなので、本当にお子さんにとっては影響が大きいですよね、後から電 話番号がわかればそこからショートメッセージが送れるし、ショートメッセージがわかれ ば・・、そこからと・・。大人の方でも色々ありましたが、偽のサイトに誘導してさらに個 人情報とか入れさせるとか, そういった事態も生じますので, それが問題になるのだろうけ れども、これについてはどうしようもできないっていうのがあります。何か問題が起こった ら対処を考えるしかないというところであるのですが、子供達にこうなる前に注意をきち んとしていかなければいけないという必要があるかなと思います。それからまたこれも非 常に多い相談なのですけれども、【事例 2】の母親からの相談で、小学生等で今スマホを持 っている子が多いですよね、もっと低学年でも親御さんが使わなくなった機種変更したり して通信契約を結んでいないスマホでWiFiが有る所に行くと繋がることができるので、 WiFiからつないでということで単純にゲームアプリ等が入っていて、オンラインじゃ なくても繋がるようなものをやっていて本人は知ってか知らずかがわからないですが、た またまインターネットに繋がっちゃうと課金ができる、それは本来は自分でお金払うのに、 そのコンビニのプリペイドカード買うとかそういうことならまだそれだけで済むんですが、 お母さんやお父さんがクレジットカード番号入れたままでスマホから消してなかったりす るとそこから引き落されるようなことになってしまって、大変に膨大な金額を請求される というのがあります。もう何年か前、私が相談を受けたケースは中学生が自分のスマートフ オン初めて買ってもらったケースで、多分こういうのが始まった当時だと思うのですけど、 100万円以上の金額を課金されてしまったというケースがありました。子供は色々言い訳す

るんですが、アップルのiPhoneだったのですが、iTunesというストアーから買 うことになるのですが、アップルさん曰く、「必ずメールで幾らかかったというのを送って いるはずです」とのことで、そういうことをその男の子に聞きましたら、その子が言うには、 「いや,そんなの,いつもいろんなメールが入ってくるから,もう入って来た途端に削除し ている」と、そういうアンバランスな知識っていうのがあって変なメールは開かないよって 知識はあるのだけど,何か課金をしたときにそういったメールが来るという知識はない,そ ういった知識のアンバランスが生じる,そして,そのお子さんのお母さんも3か月ぐらいク レジット明細を見ていなかったが久しぶりに見た時にびっくりしたというようなケースで、 親子共々そういった教育,契約とか,クレジットとか,そういうことについてしっかり学ん でいかなきゃいけないなという事例がたくさんあります。それから【事例3】高校生女性か らの相談ですが、これが先ほど言った「化粧品を約500円に購入できる」とSNS上の広告 を見て注文したというようなことです。 これも私が相談を受けて, 小学生の女の子がおばあ ちゃんに相談しておばあちゃんがお母さんに内緒だと言ってセンターに相談してきたケー スがとっても印象的だったのですけど、未成年者契約の取り消しができる、通知をするとい うことが基本なのですけれど、電話が繋がる業者だったので電話してみたらどうでしょう かとそれが早い解決かもしれないですよねというお話をして、おばあちゃんが最初にかけ てあげて,お孫さん小学生 3 年か 4 年生ぐらいだったので,その子本人にちょっと電話に 出てもらえばお孫さんも怖いかもしれないけど経験でもあるからおばあちゃんが側につい てあげて自分が未成年で小学生だということを伝えたさせたらどうだろうと,そうすれば 業者側も声を聞けばすぐ未成年者だとわかりますからすぐ解決できるかもとアドバイスし たケースがありました。後日,おばあちゃんに,お孫さんご本人からうまく状況を伝えられ ましたかと聞いたところ、結局本人からは言えないからおばあちゃんが途中から電話を変 わり、業者も未成年者ということであっさり取り消しを認めてくれましたというお話でし た。場合によっては強硬で電話連絡がつかないとか、絶対に解約しないとか未成年者であっ ても解約しないといったことを主張するような業者もなきにしもあらずという状況にあり ます。続いて「③国民生活センターの報道発表(2021年4月8日:公表)から「狙われる!?18 歳・19歳」です、ここからが2022年に成年年齢になっていくところなのですけれども、そ ういった若い方の相談は、やはり、美容関係、そういういったダイエット食品とか、確かに 私も興味はありますけれども, 最近は男の子では除毛剤とかというのが, 髭を薄くするとか そういう物もこの定期購入とかの中にあります。またやはり通販のサイトで模倣品つかま されちゃったとかのそういうケースもありますし、物が届かないといったトラブルとして 若者の間でも多いです。次は成人になりますと大きな問題があったとしても被害額として は数万単位で済むケースと情報商材、要は儲かりますよと、これやったら儲かりますみたい な副業的な商材に引っかかるとか, それがオンラインカジノをベースにしていたり, 暗号資 産(仮想通貨),それからそういったものを操作するためのUSBに入った情報でこれを買 うとみたいなのがあります。やっぱりエスティックサービスとか、これエステに関しては、 結構親御さんだと知ってるケースなのですけど,若い女の子でも男の子でも高校生ぐらい になると「脱毛」っていうのがもう当たり前になっている時代で最初 1000 円とかでとても 安く, 今もテレビなんかでコマーシャルしてたりするんですけれども, 実際のところは高額

になっていくとか長期間拘束するとか問題があって、後から後悔するというのもあったり します。解約したい。だけど途中解約っていうのが認められてるんですけど、それをちょっ とうまく脱法するような形で精算額が高額になってしまうようなケースとかから、色々な 儲け話であるとかマルチ商法というのもありますけれども,SNSで知り合った人から誘 われるケース、それから学校とか、若い人だと職場の先輩であるとか、大学生もやはり先輩 であるとかが多くて、そうすると学校だと学内に広まってしまい教務課等がとても困った りしてしまうケースがあって、大学生なんかの場合ですと本来は書面の交付とかが必要な 契約でもそういうものが一切なくて友達同士とかその友達の知り合いの先輩とかって形で、 口約束だけでお金を払ってそこに学生ローン、いわゆるサラ金でお金を借りてというよう なケースがあったりして解決がとっても難しく相手からお金を取り返すことは難しい。だ けど、学生ローンでこれから「クレ・サラ強要商法」で借金が残るっていうのはどんなもん だろうと, できたら親御さんに相談してそこだけきっちり清算して, その後で取り返しを図 ったらどうかなんていうふうにアドバイスするしかないようなケースというのもあります。 販売目的を隠されたりの「販売目的隠匿」,「説明不足」で説明が全然なかったりとか,「虚 偽説明」嘘を言った又は言われたりとか、それから「強引」に無理やりとかっていう明らか な感じじゃないんですけど,若い人ってやっぱり断ることがおそらく苦手なんだと思うん ですね。なんかやさしい世代というのかもしれないですけど、周りの空気を読むとか、今の いじめなんかもそういうところなのかもしれませんけど、そういった何となく断れずに契 約しちゃってというケースもあるし、とりあえず契約しちゃって解約しようとかそういう 知識はあったりするんですけど,それが通じない相手っていうのもいるんだよってことは やっぱり伝えていかなきゃいけないことだなっていうふうに思っています。これも先ほど の続きになってしますけどこういう形で、色々若い子っていうのは自分の容姿とかそうい うものにとても興味があるから、そういうものに惹かれやすいということだと思うんです。 すいません脱線したのでちょっととばしていただきます。消費者庁ができた後,2012 年消 費者教育推進法(正式名称は「消費者教育の推進に関する法律」)というのができました。基 本理念に基づいて次の「3 消費者教育の体系的イメージマップ」っていうのがつくられてお りまして, これが私たちが現在, いろいろと講座を引き受けたりするときに努力しなきゃい けないところだと思うんですけども、特に学校教育のところですよね。「持続可能な消費の 実践」とか「消費者の参画・恊働」とかっていうのもとても重要なところで,こういった小 学生期の「自分の生活と身近な消費者環境とのかかわりに気づき,物の使い方などを工夫し よう」とか、そういうものに注意していこうというようなことも伝えていきたいというのが 体系の教育の中に入っています。これに関連して私が先日テレビを観ていましたら, 小学生 の子が何かの番組の中で「環境について自分達ができることってないですか」と。現在は学 校の中でもそういう教育がされているのでそのようなことを専門家の方に聞いていたら、 専門家の方はどんなふうに答えるのかなって思っていたら、「考えて。考え続けてください。」 と。「環境とか自然とかそういうことについて考え続けてください。」って「それがまず、で きることの一歩だよ。」っていうお話していて,とても良い回答だなあと思いました。確か に意識してるのとしていないのでは色々違うと。それは結局、契約の被害に遭わないとか、 そういうことについても同じだろうというふうに思いました。それで、今、NHK教育の高

校講座の家庭科でもやったりしているのですけど、次の「トラブル対応能力」、「選択し、契 約することへの理解と考える態度 | を身に付けましょうということで、小学生期だと 「困っ たことがあったら身近な人に相談しよう」と、相談できるってことをしておこうと。それか ら, 基本的な対応の知識を見ましょうと。「約束やきまりの大切さ知り, 考えよう」。今は「契 約」って言葉は小学生でも使うのですけど、この2012年当時はおそらく「約束」という使 い方をしていたと思うのですけどそういう決まりを守ろうということですね。それから中 学生期になったら,「販売方法の特徴を知り、トラブル解決の法律や制度、相談機関を知ろ う」とかいろんな販売方法があるよとか、そういったことや法律や制度についてもクーリン グ・オフなんかについても教科書に載ってきて学習するところだと思います。それから自分 が必要なもの「商品を適切に選択するとともに、契約とそのルールを知り、よりよい契約の 仕方を考えよう」ということでこの契約の仕方を中学生期でしっかり身につけて欲しいな と。さらに高校生期にはその続きで「適切な意思決定に基づいて行動しよう 契約とそのル ールの活用について理解しよう」ということだと思います。これで一応, 前段のところにお 話させていただいて今回求められて「4 若者向け消費者自立支援講座体験」ということで, 私は小学校での講義はあまり経験ないんですけれども、以前に小見川の小学校に行かせて もらったことがあります。それから毎年、松戸市立高校で、家庭科の熱心な先生がいらっし ゃって消費生活相談員3人位で一コマの授業をさせていただいて,8クラス全部に,3人で 手分けしてやったりとか、先日は成田の芝山町の町内に一つしかない中学校の方で講座さ せていただいたり、それから茂原市の中学校がコロナ禍で去年は 1 校しかやらなかったん ですけれども 6 校ある一年生に対して市の方が消費者教育のリーフレットを配るのでそれ に合わせた講座というのをさせていただいて、今回こちらで皆様にやろうと思うのは若者 向け講座をベースにさせていただいたものだということで資料等配布させていただき後先 になりましたけれども資料の方をいくつか配らせていただいております。この「オトナ社会 へのパスポート」、これは講師用の指導向け手引書がついています。これは県内の消費生活 相談員が県の事業として作られたのをずっと県が委託して更新したりしながらやってるも のでこれはまず高校の方には年度初めに 3 年生向けっていうことで全部配らせていただい ているのですがなかなか活用していただけていないところがありまして、高校に講義で行 く時にはできるだけこれを活用させていただくようにしています。「あしたの消費者~安 全・安心に暮らせる社会を目指して〜」 という冊子は, 一家に1冊というようなコンセプト で県が作りました冊子で、若者から高齢者までと、契約トラブルについて見ていただいて勉 強していただくというか,何かあったときに紐解いていただくような形で用意させていた だいています。それからこれが若者向けの消費者契約ハンドブック「5つのStoryから 考えよう!!」で、若者がよくトラブルに合うようなものを載せていますが、ネットショッピ ングであるとかエステ契約についての注意,友人からの誘いで儲け話なんかのところです が、アルバイト的なものでトラブルに陥るなというようなこととか、タレントモデルの契約 というのも多いトラブルなので若い世代にこれらの5つのストーリーを例示して対処とか クーリングオフの方法なんかについて、大学生ぐらいになると一人暮らしでアパート退去 時のトラブルなんていうのもありますのでそういったところ載せさせていただいています。 この三つの冊子が概ね千葉県が利用している若者向けのリーフレットということになりま

す。小学校・中学校・高校に講演行くときはまず、「皆さんも全部消費者なんですよ」とい うことをお伝えするように最初にしています。「消費者って何?」って言ったらお金やお金を 払って商品やサービスを購入する人をすべてということは、今この日本中で生活全ての自 給自足している人なんていうのはまずいない訳なので、「すべての人が消費者なんだよ」っ てお話しします。当たり前のことって大人だと思うかもしれないんですけど、学校の講義後 の感想では「自分も消費者だってことが初めてわかりました」なんていうことを言っていた だけることもあります。次ですが、これは皆さんにもやっていただきたいと思います。「契 約」ってことをやっぱりすごく重視して考えたいと思うので、「契約って何だろう」という ことを考えてもらうために「契約クイズ」というのをやっています。「契約はどれでしょう」 ということなのですが、これについて皆さんも手を挙げていただければと思います。これ 「契約だ」と思ったらパー、「違うぞ」と思ったらグーあげてください。いいですか、やっ てくださいね。「パンを買う」。これは契約でしょうか。契約だと思ったらパー、違うと思っ たらグー。はい。次、「図書館に本を借りる」これは契約だと思ったらパー、違うと思った らばグーで、グーも若干いらっしゃるかな。では「電車に乗る」、これも契約かって思った らパーかグーか。では「アパートを借りる」これも契約だと思ったらパー、違うと思ったら グー。はい、ありがとうございます。はいこれ実はですね全部実は契約なんです。よく間違 ってしまう,子どもから「本借りるのも契約だったんですね」とかっていう感想をしてくれ たりします。図書館で本借りるのなんて私も契約じゃないと思っていて小学生・中学生・高 校生とかも同じように思うかなと思ったら、「本借りなさいね」と学校で、図書係の人とか 言われてるせいなのか, 電車に乗るっていうのは運送契約なんだよと, アパートを借りると いうのは大抵の人が契約だと、それは何でかと言えば契約書を書くからというふうに思う んです, 契約書を書いて判子押すからなのか, アパートを借りる契約する時に普通なんだか ら, これは契約だろうってみんな思うんだけど, では他のものはそういった契約書とかない んだけれども契約書がなくても契約が成立するんだよっていうこと、契約なんだよってい うことをちゃんと覚えておいてくださいねっていうのが趣旨になります。それから契約っ ていうのは、パン屋さんで物を買うという同じようにお店で服を買ったりするのも契約で す。それはもう頭に入れといてくださいね、こうやって一旦買った物というのは解約できる のか返品できるのかというところをちょっと考えてもらうようなことをします。(教材パワ ーポイント)チーバ君が町を歩いていてチューリップ洋品店で気に入ったTシャツを見つ けて買いましたという場面です。ところがトコトコ歩いてたりすると今度は菜の花用品店 で違うTシャツを見つけましてチーバ君はこっちの方が良いやと思っちゃった。そしたら 前に買った物はいらないわけだから返したいというところなんですけど,さあどうでしょ うというところで, 使っていなければ返品できんじゃないのか, レシートがあれば返品でき るよと, 返品はできないんじゃないっていうところで, 学校では先ほどの要領でパーかグー で、できると思う人はパー、できない人はグーで挙げていただきます。使ってなければレシ ートがあるかとの自分の経験もあるのかもしれないのですけどそんなふうに言う子どもが いますけど, 実はこれは返品できないと, 1回買った物っていうのは返品できない, 簡単に やめられないんだよと。 洋服買うのも契約なんだから, 一旦洋服を受け取ってお金を払った らそこで既に契約自体も完了しているので勝手な都合では返品できないんです。答えは解 約できないんです。返品というのは解約だからねできないんだよっていうことを伝えます。 だけど、 皆さん経験上、 お店と交渉すればお客様サービスということもあって使ってなくて タグも付いたままだったらお店も了承して返品しても良いよっていうことで当日に返して くれるかもしれない。レシートがあって翌日とかになってもちゃんと買ったことがわかれ ば返品できるかもしれない。でもそれは、お店側のお客様へのサービスであって消費者の権 利じゃないっていうことをちゃんと伝えていく。それが契約する時は,何か物を買うときに は慎重にしなきゃっていう知識に結びついてもらえばなというふうに思ってます。契約と は何でしょうっていうことで、例えばケーキ屋さんで「いらっしゃいませ」「ケーキをくだ さい」「はい100円です」ということで、申込みと承諾によって契約は成立する。合意で成 立すると。100円のケーキを見てこの商品が欲しいから買いますよ,売りますよと言われた その時点に契約が既に成立するんだよと。先ほど言ったように、法律的な責任が生じる約束 なので契約を守る義務が生じて一方的には解消できない。お店はケーキを渡す義務がある し、消費者はお金を払って受け取る義務があるから、双方義務を果たして契約が成立するん だから駄目,では法律的な責任が生じる約束って,最終的に言えば裁判だねって裁判所が決 定して, このケーキを渡しなさいよとか, 100 円払いなさいよとかそういうのを決めてもら うようなそういうようなことができる約束と, だから友達同士でどっか行こうとか, そうい うことは,裁判所が命令するわけじゃないということで,今,高校生ぐらいになると,結婚 が契約かなみたいな話になって、結婚は契約かっていういう話になるとちょっとなんかな かなか揉めるんですけど,基本的には結婚しようって 1 回約束したんだけどやめますとど ちらかが言った時に裁判所が結婚しなさいっていうふうに言うことはできないわけですよ ね。だからそれはちょっと違うから結婚自体はこういった契約とはちょっと違うんだねと。 離婚するときはいろいろと問題が起こるかもしれないけどそういうことをお話したりしま す。契約っていうのは自由なんだよと。先ほど契約書があるのが契約だって思いがちだけれ ども、どんなふうでもいいんだよと。当事者の自由な意思によることが原則であって誰とど のような内容で、どのような形式で契約するかっていうのは自由なんだという契約自由の 原則っていうのが大きくありますよっていうのも伝えます。では契約はいつ成立するのっ ていうのは, これはピザ屋さんに宅配ピザを頼むという事例で, 実はパネルシアターを教材 として今回持ってきたんですけれども、パネルシアターでピタピタ張りながらお母さんと か子供とか表して結構小学生とか中学生ぐらいとか喜んでくれたりしますけれども,高校 生でも結構「わーっ」とみたいな感じでやります。高校の先生ですごくパネルシアターを気 に入ってくれて私も作りたいとかって作ってくださってるような先生もいらっしゃるんで す。(パネルシアター)お母さんが帰ってきました。子供たちがお帰りなさいと。「お母さん, 今日は仕事が残業で疲れたからピザを頼みましょうか」ということで、メニューを見て「何 がいい、シーフードピザ」となってお母さんがピザ屋に電話します。ピザ屋さんに「3丁目 のサトウです。シーフードピザを一つお願いします」と注文します。ピザ屋さんは「シーフ ードピザ 1 枚ですね 30 分でお届けします 2000 円です」というふうに言われます。スクー ターでピザが届けられます。 お待ちかねのピザが配達されました。 お母さんがピザを受け取 りお金2000円払いました、子供たちはもう待ちきれない状態です。ここでですね、契約は いつ成立したのか。先ほどから言っている契約ってこれはいつの時点で契約が成立するの

かクイズです。①番がピザを注文してお店が受け付けた時,②番がピザが届いて代金を支払 った時、③番がピザを食べてしまった時です。これも皆さんにお聞きして、まず①番だと思 う人はパー,②番だと思う人はグー,③番だと思う人はチョキで手を挙げてください。正解 は①番のピザを注文してお店が受け付けた時,意思の合致ですよね。契約とはお互いの意思 の合致であると。ピザを注文しますと、はいと受けて承知しました、その時点で契約自体が 成立するので、ビザが届いてお金を払った時というのは契約がこれで完了しましたという 時ですよね。食べちゃったかどうかってのはまた別の問題っていうことになります、という ようなことをお話しさせていただきます。こうやって普通に契約を毎日してるんですけど 大して私達はトラブルに遭わずに生きてますというのがありますよね。小さな失敗はした りするけど、では何でそういう消費者トラブルって問題になったりする大きなことがあっ たりするのかなというと、これは消費者と事業者の間には力関係の差があるからです。情報、 知識、経験、そういったものが全て消費者側が劣っていることっていう所なんですけど、知 らないってことが多いですよね。だから消費者と事業者っていうのは常に均等にはならな い力関係がイコールにはならない。だって商品を扱っているのは事業者ですし、それについ ての情報を持っている、それからいろんな知識も持ってそれから売るっていうことに対す る経験を持っている, そういう格差が絶対にあるので消費者問題っていうのが起こる。だか ら消費者トラブルっていうのはここは頭いつも入れておかないといけない所ですね。そう いうのを利用する事業者っていうのは悪質・悪徳事業者というふうに言っていいんじゃな いかっていうなお話をさせていただきます。知識や経験の差につけ込んで何か物を売りつ けようとするのはもう悪い事業者って考えていいというふうにお伝えしています。ここで、 先程のモデルの事例なんかでもありましたけどキャッチでモデルと、これロールプレイや っていただいたりするケースが多いんですけれども、高校とか中学校で先生と生徒さんに やっていただいたりするととっても盛り上がったりするんですけれどもね。秋子さんと夏 子さんとで町を歩いていて 2 人共お洒落が大好きですが、2 人共とってもしっかりしてい て、ある日街歩いていると、ちょっとかっこいい男性がやってきました。「君達可愛いね、」 とかって言って「中学生それとも高校生かな、中学生かとても見えないよ、僕はねモデル事 務所のスカウトなんだけれども, ちょっとうちの事務所に遊びに来ない, いろんな洋服とか 見せてあげられるし、今だと売れっ子モデルさんに会えるかもしれないよ遊びにおいでよ」、 みたいにして町でキャッチ, いわゆるキャッチセールスに勧誘されてしまいます, そうする と事務所の社長が出て来て、「さすが我が社一番スカウトだ、君達 2 人とも将来有望だぞ、 是非うちのモデル事務所に所属しないか」というようなお話になると,「だけどね君達もう ちょっとね磨いた方がいいよ。 磨けばもっともっとね、 超一流のモデルになれるよ、 パリコ レにだって出られるかもね」みたいな形で勧誘し、モデルスクールやそういう講座とかの契 約をさせるということが起きたりします。結局そんなことで 2 人共が契約しちゃってお父 さんとお母さん保護者の承諾取ってきてねっと未成年ですから、「次までにはこの契約書に サインもらってくるんだよ」みたいなこと言われて帰るんですけど、2 人共何か変だなとい うふうに思ったりするわけなんですが、そこで契約から8日間はクーリング・オフができる というようなお話をしていきます。これは訪問販売、訪問販売ってみんな家に人が来て売っ たら訪問販売だよって思うかもしれないけれども販売する目的を隠して街中から事務所や

そういう所に連れて行ってそこで契約させるっていうのは訪問販売なんだよということで, だからこれはクーリング・オフができるんだよっていう話をします。クーリング・オフにつ いて今言ったキャッチセールスっていうのは訪問販売だということからできるもの、訪問 販売、電話勧誘販売、電話だけでの勧誘、これお年寄りなんかよくですね「カニ要りません か、以前に海産物買ってもらった所なんですけどお届けします」みたいなことで強引に送り 付ける送り付け商法でもあったりするんですけど、それから特定継続的役務提供、お配りし た冊子「あしたの消費者」、「オトナ社会のパスポート」なんかに詳しく書いてあったりする のでそこを見ていただきながら講義したりするのですけれども, エステや語学教室, 学習塾 とか、そういった長期間拘束して、かつお金いっぺんに払わせてというところでクーリン グ・オフができます。それから連鎖販売、マルチ商法、それもクーリング・オフできます。 マルチ商法は紙芝居を使ったりして学校でやります。ちょっと皆さん見えますかね。大丈夫。 はい。「マルチ商法ニャン太郎の場合」。ニャン太郎は一人暮らしを始めたばかり、世界は欲 しいもので溢れてる,「あれも欲しいし、これも欲しいし、だけどもお金がないニャ、あれ 何か LINE に入ってきたニャ,何々,年収 1000 万円も夢じゃないニャ,明日はすごく偉い人 の特別セミナーがあるのか絶対に行くニャ」,ニャン太郎は出掛けて行きました,特別セミ ナー会場では「最初にねずみの餌を 100 万円で買ってねずみ達を集めて売るのか、ねずみの 会員が増えればどんどんねずみ達がお金を運んでくる、ねずみも餌が買えて猫達はお金が 儲かって皆ハッピー」というような話で典型的なマルチですね, 親がいて子供ができてどん どんどんどん繋がっていくというマルチ商法の特徴的な図をちょっと簡略して書いてあり ます。そして「支払いはクレジットでもOK,リボ払いなら無理なく返せるニャ,サラ金で も借りれるニャ、今なら限定 12 名に限りゴールド会員から始まれるニャ」、ニャン太郎、 「今から始めるニャ」ということで始めちゃいます。スマホ決済とかそういうものも使えた りします、ニャン太郎は早速友達を集めて誘いまくりました、仲間と一緒に皆で頑張る、と ころが猫達はねずみ達に逃げられてばかりねずみ会員は増えません、しばらくすると誘っ た猫達が大騒ぎ「ニャン太郎全然儲からないなんてひどいな、騙したな」、そして友達がい なくなりました。 というようなことでですね, マルチ商法についてこれはお金の被害だけじ ゃなくてそういった形で他人も巻き込んでしまう。自分自身が被害者であると同時に加害 者になったりするケースがあるんだよってことを子供たちに知らせます。業務提供誘因販 売,訪問購入にはよく貴金属,これは高齢者の方が多いんですけど,着物買取りますよって 言って電話が来て買い取ってもらいたいなんて言ったりすると着物は一応みるけれども査 定は二束三文で,アクセサリーもみますからの無いならばとの流れから貴金属を反対に買 わされちゃった。これらはクーリング・オフができますと、訪問販売8日間、電話販売8日 間,通信販売これが大事なんですけど通信販売のクーリング・オフがないんですね,皆さん 大人でもそういった定期購入とかでもね、相談が来るとクーリング・オフできるでしょうと かっていうんですけど、クーリング・オフは通信販売にはないんです。通信販売っていうの は結局自分で色々な情報を見ながら自分で選ぶんですよね。カタログにしても電話勧誘販 売だって電話だから実物とか写真とかのカタログを見てるわけじゃないので事業者から伝 えられる情報だけなんですけど、通信販売は自分で商品をいろんな物なんか選べるってい うところがあるので, 広告の規制があるだけで広告は誇大広告の禁止だったり, 虚偽の広告

の禁止だったりと, それからクーリング・オフはできないんですけれども返品特約っていう のを必ず記載しなさいと。何日間だったら返品できるとか, 商品到着後何日間だったら返品 できるとか,そういったことは記載しなさいと。だけど,返品は一切受け付けませんってい うのを書いたとしてもそれはOKなんだよということで通信販売には返品っていうのはそ のクーリング・オフ同様の解約できるっていう制度がないので気をつけてくださいねって いうも伝えます。それからここまでは8日間なんですけれども、マルチ商法が20日間、こ れは契約書面の交付が義務づけられているし、プラス、その商法や組織がどういうことなの かという概要書面の交付も義務づけられているのでそれをどちらか受け取った時から20日 間はクーリング・オフが出来ます。それから業務提供誘引販売取引いわゆる内職商法なんで すけれども、そういったものも同じように契約書面、仕事の内容とかを明らかにした内容書 面を受け取った時から20日間なら解約できる。訪問購入についてもクーリング・オフがで きるんですよって,物を引き渡しちゃったとしても返してくださいと。もらったお金は返さ なきゃいけない、だから事業者はちゃんと8日間はどっかに転売したりとか、最初の頃の訪 問購入は解約申し出して嘘言われたんだから取り消して返してねって言ってもう事業者が どっかいっちゃったからわからないみたいなところがあったので、8日間は必ず保管して金 属なんかの場合特に転売とか溶かしたりすることがあるんだと思うのでそういうことをし ないようにということの法律的な手当がされています。クーリング・オフについてちゃんと ここは知っておきたいなと思うので 20 日間のところはちょっと省いたんですけれども。7 日に契約をもしもしたなら、契約の内容を明らかにする書面をもらった日から8日間で14 日までに通知を出すんだよっていうことを伝えてます。高齢者の講義の場合ですと実際に クーリング・オフ通知を書いてみるみたいなこともやったりするんですけど, 高校とか中学 での授業だとクループで書いたりとか 1 時間の一コマの中で講義するので通知作成までで きないんですが、お配りした冊子を見て書き方とかそういうものがあるからねっていうこ とでお話したりします。併せて未成年者契約の取り消しについてもお伝えして未成年者が 法定代理人の同意なくした契約は取り消すことができるんだよと。今までは高校生にはみ んな言えたんですよね。貴方たち未成年だからもしも何か街中で言ったり、何か引っかかっ たりしてもクーリング・オフができるんだよ、未成年者契約の取り消しっていうのができる んだよと。昔こんなのがありました。ひどかったのは携帯電話ですね。某 PHS 事業者は、友 達に親の承諾書を書かせる形でやってそれ普通の電気通信事業者ですよ、すごく問題にな ったりしたことがあるんですけど、そんなことをする事業者も実際にありました。友達が書 いてしまえばわかんないからみたいなこととかを指南するようなこととかあったりしまし てですね、それは悪質通信事業者というわけではなく一応きちんと商売してる事業者って いうところがあって結構問題にいたしました。ただし自分が親から貰い自由に使っていい んだという、小遣いの範囲であるとか、それから自分で成人であると偽った、誕生日を改ざ んしたり, 結婚しているっていうのも成人とみなされるからできないよと。 あと成人してか らずっと分割払いでクレジットでやってる時に成人してからも代金払い続けていると取り 消しはできない。ただ弁護士さんがおっしゃるのは自動引き落としのクレジットでお金が 落ちていると自分で気づかないうちに落ちてしまっていた、そんなのは別に取り消しなん かできるんだよとかっておっしゃいますけど、なかなか消費者センターとしては言えなか

ったりするところであるので、一応ちゃんと取り消しができる時期に取り消そうねってい うことでございます。 令和 4 年(2022年)の 4 月 1 日から成年年齢が 18 歳にということでと っても心配しているし、本当であればもっともっといろんなところでみんなに伝えていか なきゃいけないんだなっていうふうに思ったりするところですね。それで通信販売のとこ ろでこれは余談なんですけれども子供たちが、通信販売で20歳未満ってやっぱりこの部分 ですね。要はこの紫色の点々の 70%っていうのが通信インターネット通販の所で,トラブ ルの大半はインターネット通販ってことになるのでインターネット通販については特別に 気をつけてくださいねと, 先ほど言ったようにクーリング・オフはないんですよっていうの を繰り返し伝えるようにしています。インターネットのオンラインゲーム,これもやはりロ ールプレイとかで先生と子供達に交ってもらってやったりするんですけれども、インター ネットのオンラインゲームのトラブルについてもやります。友達同士の大地君と健太君で す、大地君が、「健太オンラインゲームでなんかやってる」、健太君が「すげえーやってる。 最近、荒野行動にはまっちゃってね。」荒野行動、一時期トラブルになった対戦ゲームらし いんですけど。詳細はよくわからないんですけどこれで高額な課金ていうのか,要は敵を倒 すためにより強いアイテムが必要とされるというふうで、それをお金を入れて手に入れる のにコンプガチャっていうのを聞いたことがあるかと思うんですけれども。絶対当たらな いくじを何回も何回も引かせてそれにお金がかかるんですよ。それをやらせて強いアイテ ム取らせると。子供達はついつい夢中になっちゃうから, つい倒したいと思うと何とか倒せ る方法がないか無料の範囲でなかなか倒せないとそういう課金とかに繋がっていく。「それ 聞いたことあるそんなに面白いんだと。大地もやってみなよ無料で結構楽しめるし仲間と 協力してプレーできるから,今度一緒にやろうよ」と。友達同士の繋がりがあってやろうっ ていうことになりますと、「大地、この前俺が教えたゲームやってみた」と数日後、「あれ面 白い。はまっちゃって毎日うち親に怒られて」、「そうそうわかっちゃいるけどやめられない んだよね,この前ゲームでレアアイテムを手に入れたんだ」「最近なかなか進めないんだや っぱり課金しないとクリアできないのかなあ。レアアイテム手に入れないとそうだなあ、レ アアイテムを使うとどんどんクリアできて、レア物は何回やっても出てこないんだけど」と いうことで、「お母さん、このゲームレアアイテム手に入れたいんだけど買ってくれない」 「ダメに決まってるでしょ」と「課金しないって約束したんじゃない」。ちゃんと家庭内で の約束はできてます,「いいじゃないたったの 300 円なんだし頼むよ」,「しょうがないはね 1回だけよ,8時になったら必ず止めて勉強するのよ」っていうような約束もしました。「や った。アイテムを手に入れるのってこんなに簡単にできるんだ、もう一つ別なアイテムもプ ラスしたいな」,とそこでお母さんクレジットカードを入れちゃうわけなんですよね。クレ ジットカードの番号入れちゃったと、すぐ消すべきだった所なんですけれどもそれをしな いと、もう一つですね別なアイテムもプラスしたいなと、「そうだ登録しているクレジット カードを使ってもう1回だけアイテムを買っちゃおうかな」と。大地くんの場合はちょっと 意識があるみたいですけど全然意識しないでなんかいつもどんどん買おうと思ったらすぐ に買えたから、これって何か買うっていうのもゲームの一つでとかっていう話をしたんで すね。低学年のお子さんとかもいらっしゃるし全くお金が掛ってるという意識がない状態 ということになってしまうんですね。大地君がお母さんに内緒でアイテムの購入を繰り返

しましたと。翌月に大地君のお母さん届いたクレジットの請求書はゲームの掛け金として7 万円の請求が載っていました。それが何か月も続けば何十万にもなったりとかどんどんエ スカレートしていくと、射幸心を煽っていることになるんだろうと。 パチンコで射幸心を煽 ることは法律違反なのに何でゲームはいいんだろうとかって思ったりするんですけど、コ ンプガチャはそういうことで停止されたっていうのがあります。ここでクレジットカード の話が出るので子供達にはやはりクレジットっていうのは 3 者間取引なんだよと、消費者 が契約した商品やサービスの料金をクレジット会社が立て替えて販売会社に支払うんだよ と、消費者は後でクレジット会社に支払う仕組みになっています。カードの申し込みをする と審査を受けてカードを消費者に渡すと消費者はカードをお店に出す,インターネット通 販なんかの場合はカード番号だけですけどもそういう形でお店にカードを提示することに よって商品が買えるけどお金は実際には動かない。もちろんお店の方はこの人から支払で すけどいいですかみたいなカード会社に一応いってカード会社の方はそれにOK出して立 替払。後から支払いは消費者がクレジットカード会社にしなきゃいけない。だからお金がそ の時無くても大丈夫だけど必ず支払いをしなきゃいけないということでクレジットって大 変。色んな支払い方法があるのでクレジットだけではないんですけれども, クレジットカー ドはやはりお金が実際に手に無くても、買う、この中の一番基本の所なのかなということで お話しています。クレジットカードで一括で払う場合には翌月一括払いで翌月そのお金が あればいい訳なんですけど口座にお金が無くても買うことができちゃいます。ということ でクレジットカードの支払いの分割についてもちょっとお話したりします。単純に 1 万円 の商品を3回で払いますよっていうふうにすると実質年率もかかったりするので10.5%と。 それ1回やってそれからまた翌月また1万円買って3回支払。こちらの図で最初の1回の 所に溜まっていくんですけど2回目の時には支払いは3回目だけが残っている、とかって いうような状況になるんですと、支払額は3万528円、手数料としては528円ですよって いうような分割払いの話をしてそれだって現金で買っちゃえば 3 万で済むのに 528 円払う となればやっぱりその場で全額払っちゃったほうがいいよねみたいなことなんですけれど も。それからリボルビング払いっていうのがあるんだと, 毎月毎月一定額だけクレジットカ ード会社に支払う, 幾ら買っても支払いの金額, 毎月払う金額は一定ということで, これに ついても1件目,2件目,3件目の契約ということでシミュレーションをします。実質年率 大体は 25%なんですけど,実際手数料っていうのは 3 件目の契約までしてリボ払いでずっ と払っていくと支払いの元金分というのが赤の部分で表されていて青部分が支払利息です が,これは先程の 3 回分割と違って今何を自分が払ってるのかわからなくなっちゃいます よねっていうことを皆に伝えていく。支払いの手数料もどんどん加算されていくので高い、 結局 5 万円買っても総額 5 万 2685 円で 2685 円余計に支払わなければいけないんでそこ利 息支払わなきゃいけないんだ,でも利息はともかくとしてもどんどんこれ重ねると毎月 3000 円ずつ払えばいいんだと、毎月3000 円しか使ってないような気分になるけど実はそう じゃないでしょということでこの総額のところと考えてみてねっていうことです。リボ払 いというのはできれば自分でしっかり管理ができる年齢、管理ができる状況じゃなければ やめたほうがいいんじゃないのかなというのはクレジットカード会社には言えませんけど そんな話をしたりもします。いろんな支払い方法があるので今お話したリボルビング払い

も,分割払いもあるし,ネット上で ZOZOTOWN が始めたツケ払いなんていうのもありますし, 高校生でもできる、こういうのを子供達に言っていいのかどうか、中学生にはちょっと言わ ないほうがいいんじゃないかなと私思ったりするんですが,逆にそういうのがあるんだっ て知ってネットで調べてやってみようと思われちゃったら大変なことになっちゃうとかも 思ったりするんですが、ツケ払いとかポチッとチャージとかっていうそういうシステムが ありまして,3000 円だけは後払いでいいみたいな,そういった高校生とかでも使えるよう なものがあります。それからアカウント型の電子マネーというのもあります。これはプリペ イドの場合はいいですけどプリペイドで前払いじゃなくて後払いでもいいケースなんかも あったりするので気をつけなきゃいけないっていうことを、お金の入る予定がないのに後 払いっていうのは使わない方がいいんじゃないかっていうお話をしています。やはり通帳 記帳とか利用明細とか請求書っていうのはネット上でも紙ベースでも必ずきちんと見るっ てことが大事なんだよっていうそのお金の管理についてお話しもします。お金の管理って ことも本当に大事でいろんな支払い方法があるんですけど私はやっぱり何と言っても現金 でお金の管理ができなきゃと思うんですよね。収入と支出。基本は収入よりも支出の方が少 ないっていうのが根本のところでお金を貯めていかなきゃいけないんだよっていう話をし たりして、これが基本ですよと、収入っていうのは大人になってから、税金とか社会保険と かそういうものを引かれて、それから貯金というものをあらかじめ引いておいて使えるお 金っていうことで「可処分所得」,自分が自由に使えるお金ってものがある。収入と支出の 把握を絶対しなきゃ駄目だと、記録するんだよ、自分があんまりやってないのに偉そうに言 うんですけれども,予算を立てその時に必要な物と欲しい物っていうのを必ず分けなさい と。必要な物っていうのは絶対買わなきゃいけない。子供たちは必要な物といっても学用品 とかそういうものになりますけれども、大人になれば光熱費とか公共料金とそういうもの になってくる絶対払わなきゃいけないものになるので、それに対して、コロナ禍の不要不急 であれば欲しい物っていうのは一定の貯金をして目標を立てて買うようにするってこれが 基本だよねっていうお話をして、これをした上でいろんな利用の仕方、自分達が自分に合っ た支払い方法とか選択していこうねっていうお話もさせていただいています。インターネ ットのトラブルについて再三また出てきてるんですけどもこれもやはり定期購入のトラブ ルってことで 500 円とか定期購入やって最低 5 か月続けることが条件でしたみたいなのが あるんですよ。これもちょっと子供がイメージしにくいので拡大スマホ画面を模造紙に描 いて教材として活用しております。スマホの画面でくるくる下の方へずっと続いていてこ のスマホ画面のどこに必要なことが書いてあるのかわかりますかみたいなことをちょっと これでイメージしていただきます。必要なことは最後の方に書いてある。しかも小さく別欄 ページだったりするんだよということで気をつけようねと。500円だと思ったという訳には いかないのは前にもお話したように通信販売なのでクーリング・オフの制度もないよって いう話をさせていただいたりしてます。 インターネットのトラブルについて, いじめトラブ ルでも少し触れることがあります。インターネットのトラブルっていうのはまず情報は、自 分が何の悪意も何もなくて発信したものでも受け取る人によって, 笑顔になったり, 悲しい 思いをしたりとそういうことがあるし、ネットの向こう側にはどんな人がいるかわからな いからそれを悪意で使おうとする人もいると。1回出した情報っていうのは止めることは自

分の力ではできないわけなのでね。プロバイダの改善とかそういうのもあったりしますし 削除依頼とかそういうのもあったりしますけどなかなかハードルが高い。だから情報発信 には気をつけてくれっていうのは必ずこれもできるだけ中学生とか、今はスマートフォン を小学生になっちゃうんですかね持ち初めるような子ども達には伝えられたいなと思って いたりもします。下田博次先生という群馬大学の情報学部教授だった方が提唱していて結 構昔からインターネットを使う時、こういう教育の先駆けみたいな方だと思うんです, 既に 引退されてるんですが、もう絶対これはね大事なことだよって、自分が受信した情報の真偽 を見極める能力, 読みたいけど見てはいけないと心にブレーキをかける自制力, 自分の発信 に責任を持ち、他者に迷惑をかけたら責任を取るという責任感、責任能力、これがインター ネットを使うのには必須条件でこれがなかったら本当はインターネットって使っちゃ駄目 だよみたいな。見たいけど見てはいけない心のブレーキをかける自制力って時々話してる んですが、まだスマートフォンじゃなくてガラケーi モードが出たぐらいの頃ですけど、高 校生だったかなアダルトサイトで料金請求受けちゃったってお母さんと相談してきたんで すけど、払わないで済むようなケースで、未成年者契約の取り消しもできるし18歳は未成 年じゃないので該当しているということで払わなくていいですよみたいな話だったんです けれども、そのお母さんが、「全くこんなもんでアダルトサイト観るのならばレンタルビデ オ店でアダルトビデオ借りた方が余程いいじゃないの」って母親が息子を叱っていたこと があるのですが, すごく愉快なお母さんだなと思うんですが, 未成年者にはアダルトビデオ 店では貸してもらえませんからねって話なんですけども、そうやって、自制がかかるシステ ムがネットの世界にはないんだよっていうことも考えなきゃいけないことだなっていうふ うに思います。最後にですね、消費者基本法にある消費者の権利についてもお伝えします。 「①安全が確保される権利」以下こういった8つの権利があるんだよと。これらの権利を私 達は主張できるっていうか,持っているんだっていうことを考えていきましょうねと。この 中で「④消費者教育を受ける権利」もこの場のように受けてもらってるってことがあるし、 「⑥被害の救済を受けられる権利」もあるというようなそういった「③必要な情報を提供さ れる権利」に「②選択する権利」がありますよと。だけど同時にですね、消費者の5つの責 任, 責務という言葉も使ったりするんですけどこういうものがありますと, 自分でも「①商 品や価格などの情報に疑問や関心を持つ責任」に「②公正な取引が実現されるように主張 し・行動する責任」、「③自分の消費行動が社会(特に弱者)に与える影響を自覚する責任」、 SDGs なんかもありますね。先ほど環境についての少し話したように、環境について考え続 けることが大事で、それが「④自分の消費行動が環境に与える影響を自覚する責任」、「⑤消 費者として団結し、連帯する責任」、そういうのが 5 つの責務としてありますよっていう。 そういった権利を実行していれば、例えば消費者庁の方から出ている啓発用の自転車を事 例に挙げて自転車を選ぶときはいろんな自転車についての情報を知らされる,お店の人か らだったり、自分で調べたり。そんな中でサドルが折れちゃったかなんかで事故が起こって しまいましたが、私が悪かったのかしらと思ってしまうと事業者の方もそれはあなたの責 任ですよって言われたりして諦めちゃったりする。だけど、ちゃんと消費者センターとかに 相談することでそれが前半お話したPIO-NETとかのデータベースになりますし消費 者センターからも事業者さん・メーカーさんの方に問い合わせたりすることができるので、

そこで改善がなされたりすることによって新しい良い商品ができるよっていうようなこと が起こるとそれが皆で団結したり、自分のこととして終わらせちゃうと貴方だけの被害じ やなくて一番下の方に行くと他の2 度目の事故3 度目の事故と被害が拡散する可能性があ るんだからそこでちゃんと自分がこういうことが起こったっていうことをメーカーに言っ たり消費者センター誰かに相談するってことが次の被害を少なくしていくことにもなるん だよっていうようなことを消費者庁の方からお話して、その消費者の権利を一元的に果た すのはこんなことが一つでこんなこともお話します。ケーキ屋さんでどのお店選びましょ うかということで、A洋菓子店は地元の農家が作ったいちごを使っています。B洋菓子店は 有機栽培の小麦を使ったケーキです。C 洋菓子店では障害者の人たちが働いています。これ 結構みんな意見がばらけますよね。ばらけていいんです。どれもみんな正解です。それぞれ が自分の価値感, 地元の農家が作ったイチゴというのはそれだけ費用, 運搬の所で CO2 の排 出が少ないかもしれないし、地元農家の応援にもなります。有機栽培の小麦を使ったケーキ っていうのは健康とかそういうことに配慮して多少お金が高かったとしてもそういった物 から良い材料が出回ることになります。それから、障害者の人たちが働いてますよって宣伝、 なかなかまだ障害者の働く職場が少ない中でそういう方達を積極的に雇用している企業に 応援しようっていうことも一つの考え方だよねっていうことで、ケーキーつ買うにも消費 者の権利とか責任とかっていうのを考えましょうねっていうようなお話をします。最後に は消費者市民社会という話をさせていただくんですね。消費者一人一人が自分のことだけ でなく、社会全体のことや次の世代ですね、若者もいつか大人になります、お父さんお母さ んになります、おじいちゃんおばあちゃんになりますということで次の世代のために消費 行動について考えて行動する社会で私達の商品の選び方や、生活の仕方がより良い社会の 実現につながる。買い物は生産者販売者・企業への投票なんだよと。買うってことは選挙で 政治家の方を選ぶのと, 議員さんを選ぶのと同じように自分はこの人, 自分はこの生産者の 販売者といったことでこの企業ということでお金を払って商品を買うことでその会社を応 援していることにもなるんですよっていう,今の国連のSDGsが世間では出てますけれども, そういったところでこれを最後にお話したりして終わらせています。最後は消費生活に利 用するってことで「188」というのは 3 桁番号で 0570 のナビダイヤルなんでお金かかっち ゃうんですけれども,できれば自分の電話で消費生活センターにかけるのが通信料として 安上がりなんですけど。どっからでも「188」で自分の地域の消費者センターに繋がり、県 内であればそこが閉まっていたりやってなかったりいっぱいだったりすれば、県のセンタ ーに繋がるとそういうような番号がありますよと。相談することでさっき言ったように消 費者の権利を, いや, 責任を果たすことになりますよっていうことをお話しております。ど うしましょうか、ちょっと時間があるのでできたら、どなたかにですね「良いバイトがある んだけど」という, ロールプレイをやっていただいたら体感できるかなと思ったんですけど。 3名, ナレーター含めで4名の方でお願いいたします。2,3分で終わると思うんですがいか がでしょうか。こちらの手前側4名の方でやってもらってもいいですか。マルチ商法のマネ ージャーということで、はい、よろしくお願いたします。

~以下,マルチ商法のロールプレイ~4名の委員~

大学生の大地は同じ授業を受けていた同級生の純から声をかけられました。ねえ大地今

バイトしてる。 特にしてないけど。 いいバイトがあるんだけど良かったら一緒にやらないか。 サークルみたいな雰囲気だから心配ないよみんな熱心で、同い年で 300 万円も稼いでいる 奴もいるんだよ。へえすごいねえ,俺もやったら幾らか稼げるかなあ。とにかく説明聞くと いいよ。じゃあ今度説明会があるから一緒に行かないか。大地は純と一緒に説明会に出かけ ました。そこではビジネススーツを着たマネージャーが事業の成功の秘訣について語りか け会場は熱気に包まれていました。説明会の後,純はマネージャーを紹介しました。欲しい ものを買ったり、海外旅行に行ったり、スポーツをしたり色々したいことがあるでしょう。 それはありますよ。 ぜひ, 僕たちのネットワークビジネスに参加して希望をかなえてくださ い。ビジネスを始めるには 20 万円必要ですが学生ローンで借りれば大丈夫です。学生さん の多くは儲かったお金でローンを返しています。私も学生ローンで入会したんだ。じゃあ明 日純さんから借入の方法を教えてもらうといいね。はあ。次の日,大地と純と一緒にローン 会社に行き借り入れ目的の欄がショッピングと書くようにと言われ 20 万円の借金をしまし た。それから、マネージャーと会いました。会員登録を行いました。じゃ、登録完了の通知 と契約書面は本社から君宛に送られるからね。商品を購入して商品の良さを分かった上で, 説明ができるようにね。それから、純さんみたいに君も誰か友達を紹介してくれないかな。 その人が会員になれば君にもお金が入るからね。あの、それってマルチじゃありませんか。 君, 僕らの事業マルチ呼ばわりしちゃ困るな, ネットワークビジネスと言ってくれないかな。 それから 1 か月の間,大地は何人かの友人に声をかけてみましたがみんなに断られてしま い誰も紹介することができませんでした。学生ローンの返済も苦しいので解約を申し入れ ましたが,一切返金はできないと言われてしまいました。どうしたらよいのでしょうか。

~以上,マルチ商法のロールプレイ~4名の委員~

ありがとうございました。お時間も丁度来ましたのでこれで終わらせていただきますが、 色々不手際もございまして申し訳ございませんでした。皆さんも、今後のご活躍で、ぜひ若 年者の消費者被害が防げることを祈っております。よろしくお願いいたします。

会長・服部友則

以上で佐藤様の講演を終わりますが、今の講演を聞きして質問や意見がありましたらお願いいたします。はいどうぞ。

敬愛大学・阿部 学

敬愛大学の阿部と申しますありがとうございました。伺いたいんですけどもフリマアプリがテレビでもCM流すくらいかなり浸透していて、これってちょっと新しい状況かなと思ってまして。かなり気軽に買い物もできますし、出品者の側にも慣れた、たぶん大体 18 歳以上かなとは思うんですけどそれに関する何かトラブル事例とか何か特徴とかあったら教えていただきたいなと思っております。

千葉県消費生活相談員 佐藤静江

そうですね逆に言うと若い人たちって結構慣れているのかなと思って、割と大人の方の割

合も多いんですけど,心配しているのは自分も加害者っていうか自分にそういったことが なくても、逆にね出品者の方がクレームつけられたりとかそういった問題もあったりする と。それから今一番の若年者で心配しているのはメルカリ。その事業者がさっき言ったよう なメルペイという支払い方法があるんですけど,その中にですね,後払いっていうのを作っ たんですね。色々フリマアプリの中のやりとりの過去に何か問題がないこととかそういう ことがあったりとかあるんですけど。これもさっき言ったようにお金がその時に無くても 払えちゃうっていうのはそういういわゆる、借金ですよね、少額の、マイクロクレジットと 違うけど少額のそういったのが出てきて、どんなものか、そんなになかったんですけどそう いうのをちょっと, 逆に高校生ぐらいになると割とみんなしっかりしてるかなって高校・大 学生とかね、ただ中学生ぐらいで手を出しちゃったりすると問題かなあと思ったりするん ですけど。出品上のトラブルっていうのは結構やっぱり若い人も若くない人もあります。た だね、やっぱり若い子の方がちゃんと知ってて、何か問題があったらメルカリアプリはうま くなっていて契約完結しなければお金も戻ってきたりするので、あと出品したときに文句 つけられたっていうのは結構ありますよね。自分としてはちゃんとした物だってつもりな のに傷があったとか、そういうことを言われるというようなこともあったりします。だから やっぱりあんまりこう若年層でそういう情報が入ってこないなって思うのは、みんなその 若い人達の方が使い慣れてよく良い使い方してるんじゃないかと思う。ただそのメルペイ っていうのが、ちょっと今気になっていて、先ほど言ったポチッとチャージみたいなのも、 ずっとそのあと不正利用とかね、そういう問題が発生した時にやっぱりいろいろどうなる のかなってまだ新しいサービスなのでその辺はちょっと注目しているところですね。メル カリさんなんかも結構, 消費生活相談の所で, いろんな今, オンラインなんかで講座をやっ てくれたりしてしっかりやってるなあと思うんですけど、どうなんだろうってちょっと自 分的な感覚としてはなんかすぐパッとネットで売っちゃうみたいなのがよくわからないと ころもあるんですけど、若い人たちは本当に沢山中学生も活用してますよねというのはあ ります。出品者としてトラブルに遭った時、若い子たちはかわいそうだなっていうふうに思 います。 相手に悪意があったりするケースっていうのもあるので、 ただメルカリの範囲を外 れない限りはお金は返ってくるとか、物は出さなくていいとか、そういうことで守られてる のかなと思っているところです。

市民委員 高橋 寛

市民委員の高橋です。佐藤さんのお話はよく理解できたんですがトラブルっていう面はもちろんそれはそれでいいと思うんですが、例えばその青少年を支援するという立場から例えば今ヤングケアラーの問題だとか、つい最近も10月7日の日経新聞の首都圏欄に出ていたんですが、ヤングケアラーを支援しようということで首都圏の市町村等が連携を行うか図るというふうな記事を見たんです。この消費者センターとは直接関係ないと思うんですが、例えば千葉県として例えばそういうふうなおそらくヤングケアラーっていうと例えば高校生だとか、中学生の方、家庭の事情があって学校にも、学校に行きたくても例えば家事等があっていけないというふうな人もそれなりにいると思うんですが、そのヤングケアラーってどこで所管しているんですか。

千葉県消費生活相談員 佐藤静江

すいません、ちょっと専門外なんですけど、消費者相談とかっていう立場からすると、高齢者の見守りネットワークっていうのが今とても重視されていて、各地域で高齢者の見守りネットワークを作りましょうっていうのがあるんですねその事業者さんもいろんな方も近所の方とか民生委員さんとかそういうもの全部含めてそれでトラブルがあった時にその情報を共有してセンターに入った情報は共有して、そういう高齢者をケアしていこうとそういう中にやっぱり私としては個人的な思いではありますが、そういった若い方達がね、何か金銭的に困ってるとかそういうトラブルのようなものが消費生活センターに入って、そういう高齢者の見守りの中にもっと広く、高齢者だけに限らずそういった若い人たちも守っていけるようなそういうシステムがあったらいいなっていうふうには思ったりしてますので、逆に言えば、皆さん方がどんどんどんどん行政の方に働きかけて、そういうネットワークを作ろうじゃないかっていう働き掛けをしていただくのが必要なのかなって思ったりします。

PTA 連絡協議会 八巻 憲一

八千代市PTA連絡協議会の八巻と申します。本日の話よくわかったんですけど、一つちょっとお聞きしたいのが、やっぱりいろんなネットの中でいろんな新しい制度ができたりとかっていう中で法律が変わるとかっていう中もあるんですが、ポイントビジネスというかポイントを、広告とかアンケートを見ることによってポイントが貯まるそのポイントがアマゾンのギフト券に変わるよみたいなそういう制度があるかと思うんですけどその辺に関するトラブルとかっていう事例はあったら教えていただきたいなと思います。

千葉県消費生活相談員 佐藤静江

はい。すみません数的には少ないんですけど今何かポイントが点付与されないとか、そういったトラブルっていうのは結構伺ったりすることありますよね。どうして付与されないのかっていうのはシステム的なところとわからないんですが、ただそういう事業者って本当に私達に対する窓口っていうのが電話とかがないのでねなかなか解決ができなくてここから問い合わせをしてみたらとかそういうようなお話アドバイスするようなケースなんですけど、やっぱりあると思います。ポイントがつくと広告を、私達もスマホいじっていたりすると広告見ると何かポイントとかそういうのもあったりしますよね。それが商売になったりしているようなケースっていうのはあったりプリカも出てきたりするのかなと思うんですけど、やっぱり何かそこで消費者の権利と責任とかっていうなところでね、安易にそういうことをした時に、そういった広告がどんどんいろんなとこに流出したりとか自分から拡散したりとかっていうなことに繋がったりとか、そういうトラブルがないのかなっと思ったりするので、まあポイントがつけばいいってもんじゃないよねというようなお話とかは何かの折とかにしたりすることはありますよね。

PTA 連絡協議会 八巻 憲一

たびたび申し訳ございません。今の講演の中でもインターネットの利用に関して子供たち

が危険に晒されてるようという話があったんですけど、大人がインターネットの使い方とか健全な、今学校でもICTかなり進んで、うちの子供も学校からタブレット持ち帰りとかもしてたんですが、親の親とか周りの大人がその使い方を理解してないことが多くて、私PTAでやってたりとか子供会やってる中で、使い方を教えてよって言われた時にパソコンを持って来てじゃ教えましょうかっていう話をした時に、市内の公共施設、PTA連絡協議会ではお願いしていますが、もう一度提言挙げさせていただいたことがあるんですけど公共施設でネットを繋いでのそういう講習とか教えたりすることが、スマホだったら皆さんネットワーク繋がってるんで必要ないんですけどパソコンを持ってきて教えましょうかっていった場合に、公共施設にネット環境がない、公共施設に無い状況で無料のWiFiとかが公共施設・公民館が整備されてあれば、今後夏休みとかに例えばICTタブレット持って帰ってきた小中学生を公民館で地域の人たちが、タブレットで教育をしたりとかっていう部分で、無料のWiFi設備が市内の公共施設にも張り巡らされたら市 PTA連絡協議会では思ってます。今、その辺の進捗状況ってどうなってるのかなというところを少しお聞かせいただければと思います。

事務局(齋田生涯学習振興課長)

はい。こちらにつきましては市民体育館と、避難所等になっておりますので学校も含めてですね。あと、生涯学習プラザにもと、PTA連絡協議会より意見をいただいておりますので検討を進めて参りたいと考えております。

会長・服部友則

これは PTA 連絡協議会の団体の方に、この施設で使えますよということは伝えてありますか。

事務局(齋田生涯学習振興課長)

はい。今現在WiFiが有る施設無い施設ありますし、有ってもですねパスワードを一応公開してないという部分もありますのでそういうことも含めてですね、施設を管理している資産管理課等を含めていろいろ協議を進めていこうと思っております。

会長・服部友則

では、協議して直接に PTA 連絡協議会へ伝えてください。それでは皆様ご意見ありがとうございました。貴重なご意見につきましては参考にしながら、今後の青少年健全育成事業を進めてください。それでは、これをもちまして「令和3年度 八千代市青少年問題協議会」を閉会させていただきます。本日は、皆様お忙しいところご協議いただきありがとうございました。